

社会福祉法人 岩見沢市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活（子育て）の調和に必要な働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月1日～ 令和7年3月31日まで
2. 内容

目標1：正職員の年次有給休暇の取得日数を、1人当たり年間平均10日以上とする。

＜対策＞

- 令和4年 3月～ 各課長を通じて職員に通知する。
令和4年 4月～ 年間10日以上の年次有給休暇が付与された全職員に対して、年5日以上の年次有給休暇の取得を促す。
令和4年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握し、目標達成のための取り組みについて検討を行う。

目標2：小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる、子の看護休暇制度を周知し職員が利用する。

＜対策＞

- 令和4年 2月～ 子の看護休暇にかかる規則改正を行い、特別休暇（有給）扱いの検討。
令和4年 3月～ 各課長を通じて職員に通知し、子の看護休暇取得の推進を図る。